

2019年度①

# 刑 法

(全 2 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

※刑法は問題Ⅰ・Ⅱから1題を選択する方式です

## 刑 法①

I 以下の事例における甲・乙の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

暴力団組織某組組員である甲（男性、32歳）は、知人の情報によって、V（男性、40歳）が一人暮らしの自宅において、数百万円の現金を金庫に保管していることを知った。そこで、甲はV宅に強盗に入ろうと計画したが、一人でやるのは心細いと思い、自分の弟分である乙（男性、25歳）に計画を打ち明けて協力を求めた。しかし、乙はその日に大切な用事があったことから、その申し出を断った。甲は乙に断られたが「仕方ない。一人で何とかなるだろう」と考えて、一人で犯行を行うことを決めた。

計画の日、甲は、ナイフと開錠道具をカバンに入れてV宅に向かい、開錠道具を使用してV宅に入った。

甲はVが寝ている部屋に行き、ちょうど物音で起きたVに対し、ナイフを手に持った状態で「金庫はどこだ。開け方も教えろ。怪我をしたくなければ本当のことを言え」と言った。しかし、これに対してVが金庫の場所を教えなかったため、痛めつけなければと思い、「これでどうだ」と言いながらナイフでVのふくらはぎを刺した。Vは甲からそのような暴行を受け、強い恐怖心を抱き、金庫の場所と開ける方法を甲に教えた。それを聞いた甲は、Vを寝室に置いたまま金庫のある6畳間へ向かった。

そのころ、別の場所にいた乙は、用事が早く済んだため今からでも甲を手伝えれば分け前がもらえろと思いついた。そこで、急いでV宅に向かい、開いていたV宅の玄関から入ったところ、Vが寝室で血を流して倒れているのを見た。

そして、乙は6畳間の金庫の前にいた甲を見つけ、「用事が早く済んだので手伝いますよ」と告げた。甲は「脅しても話さないから刺してやった。あれで動けないだろうから金をいただこう。お前にも分け前をやる」と言ったところ、乙はVが動けないのであれば簡単に現金を奪うことができるし、分け前ももらえるだろうと期待して「分かりました」と言った。

甲はVから聞きだした方法で金庫を開け、乙と一緒に、中にあった500万円を甲の持ってきたカバンの中に入れて、V宅から出た。甲宅に戻った後、甲は分け前として50万円を乙に渡した。

Vはふくらはぎに全治1月の刺傷を受けたが、命に別状は無かった。

II 以下の事例における甲の罪責を答えなさい（特別法違反の点は除く）。

日ごろからV（女性、23歳）にうらみを持っていた甲（男性、42歳）は、Vの裸の写真を撮影し、その写真をインターネット上にばら撒くことで復讐しようと考えて、V宅に向かった。

甲はVの住居のインターフォンのチャイムを鳴らし、応答したVに対して「宅配便です。お荷物を届けに来ました」と嘘を言った。甲の言葉を信じたVは鍵を開けて、「どうぞお入りください。」と伝え、甲を玄関に迎え入れた。

玄関に立ち入った甲は、いきなり持ってきたナイフをVにつきつけ、Vに全裸になるように指示した。そのナイフを見て恐怖のあまり全裸になったVの姿を、甲は持ってきたカメラで撮影した。

撮影後、甲がV宅から出ようとしたときに、置いてあったVのハンドバッグの中に財布があるのを見つけた。甲はVが恐怖のあまり抵抗できない様子を見て、これならとれると思い、Vの財布から現金3万円を抜き取り立ち去った。